

検討委でじっくり議論

初会合に 委員10人 来年7月、市長に答申

常設型の住民投票条例

常設型の住民投票条例の内容について議論する市の検討委員会(会長＝角松生史・神戸大学大学院教授)が21日、初会合を開いた。市自治基本条例(10年4月施行)は住民投票制度を盛り込んでいるが、過去3年間、その手続きを定める条例策定は手付かずだった。検討委は住民投票実施に必要な署名数や投票の資格要件などについて議論を重ね、来年7月に検討結果を市長に答申する。市は来年度中に同条例案を市会に提案したいとしている。(森本尚樹)

委員会は市民団体の代表者、元市会議員2人、公募委員2人など計10人で構成する。この日は市

の担当者が検討項目や論点を説明した。市に於いて、過去4回の住民投票が実施された。現在、明石市で市民の

発議による住民投票が実施されるには、個別の案件についての住民投票実施条例制定を、有権者の

50分の1の署名を添えて直接請求し、市会で可決される必要がある。常設型の住民投票条例制定後は、個別の案件については、条例が定める要件(署名数など)を満たせば、市会の議決を要さず住民投票が実施される。



常設型の住民投票条例制定に向けて初会合を開いた検討委員会＝明石市役所

昨年10月、市民団体が明石駅前南地区再開発の賛否を問う住民投票の実施を求めて2万196人の署名を提出し、市会で否決されたのをきっかけに、市は常設型住民投票条例策定に乗り出した。市は今年1月、急ピッチで条例案の概要を決めたが、市会などから「拙

速だ」との指摘を受け、時間をかけて議論することになった。